規則等の案の概要

1 規則等の案の題名

行政機関内部の手続における職員の押印を不要とすることを目的とする関係規則等の 改正について(案)

2 規則等を定める根拠となる法令の条項 行政手続法(平成5年法律第88号)第24条第1項 ほか

3 改正の趣旨

行政機関内部の手続も、デジタル化を進め、職員の負担軽減や業務の効率化を推進していく必要があります。

このため、行政機関内部の手続も、次の基本的な考え方に基づき押印の見直しを行います。

≪基本的な考え方≫

行政機関内部の手続において、職員の<u>認印の押印による本人確認の効果は限定的であ</u> **りその意味は極めて小さい**ものと考えられるため押印の見直しを行う。

- (1) 行政機関内部の手続は、安定的・継続的な関係が認められる者同士で行われるものが多く、市民等から提出される書類に係る手続と比べて総合的に判断して本人確認を行うことができることから、原則として押印を廃止する。
- (2) 引き続き押印を求めることが効果的であると思われる業務についても、手続を電子 化するなど、業務フロー自体を紙媒体を前提としたものから見直すことにより、順次 押印の廃止を行う。
- 4 規則等の案の内容(改正の内容)

行政機関内部の手続のうち、押印することとされているもの(別表のとおり)について、押印を要しないものとするため、それらについて定める規則等に関し、所要の改正を行うことを検討しています。

5 規則等を施行する時期(予定) 令和6年4月1日

(1) 静岡市規則の行政機関内部の手続における職員の押印を不要とする様式等の一覧表

番号	例規名称	様式/条番号	様式名	課名
1	静岡市聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則	第13条第1項	本文 (聴聞調書の記載事項)	コンプライアンス推進課
2	静岡市聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則	第13条第3項	本文 (報告書の記載事項)	コンプライアンス推進課
3	静岡市聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則	第17条第2項	本文 (弁明調書の記載事項)	コンプライアンス推進課
4	静岡市契約規則	第40条	納品書その他	契約課
5	静岡市建設工事執行規則	様式第16号(第25条関係)	材料検査簿	契約課
6	静岡市庁舎管理規則	様式第2号(第5条関係)	庁舎内行為許可書	管財課
7	静岡市一般職員住宅貸与規則	様式第4号(第15条関係)	一般職員住宅返還届出書	管財課
8	静岡市立こども園園則	様式第11号(第17条関係)	兼職(兼業)承認申請書	こども園課
9	静岡市児童福祉法等施行細則	様式第9号(第10条関係)	児童相談所送致用児童送致書	児童相談所
10	静岡市児童福祉法等施行細則	様式第12号(第13条関係)	福祉事務所送致用児童送致書	児童相談所
11	静岡市児童虐待の防止等に関する法律施行細則	様式第1号(第2条関係)	児童調査等通知書	児童相談所
12	静岡市浄化槽保守点検業者の登録に関する規則	様式第9号(第14条関係)	净化槽保守点検業者登録簿	廃棄物対策課
13	静岡市斎場条例施行規則	様式第1号その1 (第3条関係)	死体・死胎・埋葬・火葬 斎場利用 霊柩自動車利用 許可申請書	戸籍管理課
14	静岡市斎場条例施行規則	様式第1号その2(第3条関係)	斎場利用許可申請書	戸籍管理課
15	静岡市斎場条例施行規則	様式第2号(第3条関係)	妊娠4箇月未満の胎児の火葬 産汚物 類焼却 申請書	戸籍管理課
16	静岡市地区計画の区域内における建築物の制限に 関する条例施行規則	様式第3号(第3条関係)	地区計画建築許可申請書	建築指導課
17	静岡市建築物の耐震改修の促進に関する法律施行 細則	様式第12号(第9条関係)	耐震改修計画認定申請取下届	建築指導課
18	静岡市建築物の耐震改修の促進に関する法律施行 細則	様式第13号(第10条関係)	耐震改修計画変更認定申請書	建築指導課
19	静岡市建築物の耐震改修の促進に関する法律施行 細則	様式第18号(第11条関係)	耐震改修計画変更認定申請取下届	建築指導課
20	静岡市建築物の耐震改修の促進に関する法律施行 細則	様式第22号(第15条関係)	認定建築物耐震改修工事中止届	建築指導課
21	静岡市建築物の耐震改修の促進に関する法律施行 細則	様式第23号(第16条関係)	認定建築物耐震改修工事完了報告書	建築指導課
22	静岡市消防手帳規則	別記様式(第11条関係)	消防手帳交付台帳	消防総務課

(2) 人事委員会規則の行政機関内部の手続における職員の押印を不要とする様式等の一覧表

	番号	例規名称	様式/条番号	様式名	課名
1		不利益処分についての審査請求に関する 規則	第 9 条第15項	審理調書	人事委員会事務局
2		不利益処分についての審査請求に関する 規則	第15条第2項	裁決書	人事委員会事務局